

以下URLまたはQRコードの申込フォームにてご応募ください。

URL <https://forms.gle/j1BjpaMJ5VmtAQAE9>

WEBでのご応募ができない場合は、以下の必要事項に記載の上FAXにてお送りください。



サガミスタエナジーフェス2024 協賛申込書

お申込日 年 月 日

お申込プラン ※該当に☑を入れてください ※金額は税込表示になります	☐ Sプラン 30万円	☐ Aプラン 20万円	☐ Bプラン 10万円	☐ Cプラン 5万円
貴社名				印
代表者役職	フリガナ	代表者名	フリガナ	
ご担当者部署名/役職	フリガナ	ご担当者名	フリガナ	
ご住所	〒			
電話番号			FAX番号	
メールアドレス	@			
☐ ホームページ ☐ 園路特設看板	☐ 貴社名 ご掲出名 リンク先URL	☐ 掲出不要 ※該当に☑を入れてください ※貴社名と異なる場合はご記入ください ※空白等の表示は適宜調整する場合がございます		
本申込の内容に相違がないことを確認し、サガミスタエナジーフェス2024 申込同意事項に同意します。				

ーサガミスタエナジーフェス2024申込同意事項ー

申込者(以下「甲」という。)と株式会社スポーツクラブ相模原(以下「乙」という。)とは、サガミスタエナジーフェス2024協賛(以下「本協賛」という。)に関し、次の通り契約(以下「本契約」という。)を締結する。第1条(権利内容)乙は甲に対し、相模原ギオンスタジアムにて開催される2024年7月27日SC相模原対ツエーゲン金沢戦(以下「対象試合」という。))において、次の各号の権利を付与するものとする。なお、対象試合が天候不良等による中止又はノーゲームの場合でも別日程の試合でスペシャルユニフォームを配布する等、予定していた企画がすべて中止にならない限り、甲は、契約料の減額又は返金がされないことを承諾する。(1)申込プランに応じた乙の指定するグッズの提供。(2)申込プランに応じた乙の対象試合の観戦チケットの提供。(3)Sプラン以上の場合、SC相模原のロゴマーク(商標)の使用権。但し、甲は乙に対して、事前に書面(電子メールを含むものとし、本契約において以下同様とする。)によりロゴマークの使用目的を通知し、乙により書面による事前の承諾を得るものとする。また、甲から乙に対する通知後1週間以内に乙から甲に対して承諾しない旨の通知がない場合、乙は当該使用目的について承諾したものとみなす。なお、ロゴの使用期限は2024年12月31日までとする。(4)Sプラン以上の場合、乙がパートナーパーティー又はそれに準ずる催事を開催する場合、甲は1名まで参加できるものとする。(5)Aプラン以上の場合、エナジーフェスタオルマフラーの名入れ権。(6)サガミスタエナジーフェス2024の「スポンサー」としての呼称権。(7)乙のホームページへの企業名の掲出。(8)対象試合において相模原ギオンスタジアム場外に設置する特設看板への企業名の掲出。(9)その他申込プランに応じた、乙の定める特典第2条(料金)甲は、契約料として申込書記載のプランに応じた金額(申込プランの金額と消費税・地方消費税の合計金額)を乙が指定する日までに乙の指定口座へ支払うこととする。第3条(キャンセル)甲は乙の指定する方法による申込み後、本契約のキャンセル・変更はできないものとする。第4条(精算義務)第10条によって本契約が解除された場合、第2条で定める乙への支払済み金額のうち本契約解除日からの未経過期間分について日割り計算の上、乙は甲に返還するものとする。但し、乙は本契約締結時に本計算式に関する説明を甲に十分に行い、双方疑義がないように最大限努力するものとする。第5条(秘密保持)甲及び乙は、本契約の内容及び本契約の履行により知り得た相手方の機密事項について、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号の一つに該当する場合はこの限りではない。(1)知得した時点で既に公知となっていた情報。(2)知得した時点で自己が既に知っていた情報。(3)知得後に自己の責めに帰することのできない事由により公知となった情報。(4)正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を伴わずに取得した情報。第6条(報告義務)甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対し速やかに書面により報告するものとする。(1)商号、代表者、本店所在地、又は通知先を変更した場合。(2)株主等の資本構成に重大な変更があった場合。2甲は前項各号に定めるもののほか、乙から要請があった事項につき、速やかに乙に報告すると同時に、関連資料を提出するものとする。第7条(譲渡禁止)甲は、乙の承諾を得ずして本契約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。第8条(反社会的勢力の排除)甲及び乙は、現在又は過去5年以内において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを保証するものとする。(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。(3)自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。(5)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。2甲又は乙が、前項の規定に基づく表明・保証に違反した場合には、相手方は即時に本契約を解除することができるものとする。第9条(不可抗力免責)甲又は乙は、自己の合理的な支配が及ばない事由(以下「不可抗力」という。)による本契約に基づく自己の義務の不履行又は履行遅滞について、責任を負わない。不可抗力には天災、政府又は政府機関及び公益財団法人日本サッカー協会並びに公益社団法人プロサッカーリーグの行為、法律、規制又は命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争(宣戦布告の有無を問わない。)、反乱、革命若しくは暴動、又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。第10条(契約の解除)甲又は乙は、相手方に以下の事由が一つでも生じた場合には、何ら通知催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本条による解除は損害賠償の請求を妨げないものとする。(1)本契約の各条の一つでも違反し、相手方より違反の事実を書面により指摘されたにもかかわらず、その指摘の日より30日以内に当該事実を治癒しなかった場合。(2)自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手が不渡りになる等、支払いが不能な状態になった場合。(3)破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始又は、特別清算開始の申し立てがあった場合。(4)重要な財産について差し押さえ、仮差押又は仮処分を受けた場合。(5)その他義務の履行が困難であると認めるに足りる相当の理由がある場合。(6)第8条の内容に違反した場合。第11条(契約の協議)甲及び乙は、本契約の内容の変更の必要性が生じた場合、又は本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は定めのない事項については、法令及び商慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決する。第12条(合意管轄)本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。